

「2009年度補正予算および条例改正議案にたいする反対討論」

日本共産党の野村せつ子です。第1号議案「2009年度一般会計補正予算(第2号)」、第10号議案「栃木県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正」、第13号「栃木県行政財産使用条例の一部改正」について、反対の立場から討論します。

まず、第1号補正予算ですが、総額761億7千万円の超特大補正です。財源は、地方交付税24.8億円、国庫支出金約572.2億円、諸収入105.7億円と、国庫が大部分で、県債が5億円余りです。

私が反対する理由の第一は、これらの国庫財源が巨額の借金だのみだからです。5月に成立した国の第二次補正14兆円を加えると今年度の公債発行額は44兆円にもなります。国・地方併せて長期債務残高は816兆円、国民1人640万円も借金させられた計算です。自公政権はこれを消費税増税で国民につけ回す予定でした。民意によって政権は変わりましたが、ばらまかれた補正予算のツケは、先々県民に重い負担となることが懸念されます。

第二に、使い道の問題です。新インフルエンザ対策や介護職員の処遇改善、那須特別支援学校校舎整備など医療・福祉・教育関連事業や、日本共産党がかねて要請してきた生活保護つなぎ資金の貸付、離職者に住宅手当を支給する特別措置などが計上されたのは歓迎しますが、手放して喜べない内容です。

離職者の住宅手当は、支給期間がわずか半年。8月の有効求人倍率は0.35倍にまで落ち込み、当面この状況が続く見通しです。半年で職に就くのはきびしく、期間が切れれば、またしても宿探しです。これで落ち着いた求職活動ができるでしょうか。また高校修学支援制度に授業料減免の若干の拡大と入学一時金貸付制度が創設されましたが、子どもたちが家計の問題で進学を断念するような事態を防ぐには不十分です。これらは本腰をいれてとりくむべき問題です。

また、緊急性や必要性に疑義があるのは、一つは県有車両の環境対応車への買い換えに加え高額な電気自動車の購入が盛り込まれたことです。温暖化防止対策の根幹は、産業界のCO2排出量をいかに規制するかがカギです。そうした対策は皆無で、自動車、家電、電機業界の販売促進の応援が目的化しています。

もう一つは全国瞬時警報システム、Jアラート整備です。Jアラートは、先行整備された福井県美浜町で、今年6月、「ミサイル着弾」の誤作動を起こし、住民を恐怖に落とし入れました。こんな訓練やシステムが必要なのかと疑念の声が上がったのは当然です。

さらに林道整備事業は、6月の補正第1号で、大幅な前倒し実施が決まったばかりなのに、さらに上積みされます。県債の大部分が林道事業です。緊急を要する事業は他にもあるし、県の財政難を考慮すれば、なぜ林道ありきなのか、全く理解できません。

このように、第1号議案は、生活苦にあえぐ県民のくらし第一の補正予算とは言い難く、反対するものです。

第10号議案は、6つの法律に関する条例改正ですが、そのなかの農地法改正による部分に異議があります。農地法改正の最大の問題点は、大企業を含む国内外の企業に農地の利用権を全面的に認めたことです。もうけ優先の企業の論理で参入・撤退されたら、優良な農地が耕作放棄地にされかねません。企業を担い手として積極的に位置づける政策で、家族経営を中心としてきた地域営農が崩壊するおそれがあります。

第13号も農地法改正の標準小作料廃止に伴うものです。標準小作料の廃止によって、農地の賃借関係が不安定になり、資本力のある企業が賃借料のつり上げをはかって農地を集積することも可能になります。農地法改正は日本の農家と農村に新たな困難をもたらすことから、日本共産党は改正に一貫して反対しました。したがって、関連の条例改正を認めることはできません。

